

## 訪問介護重要事項説明書

### 1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5693-3636 (午前9時～午後7時まで)  
 担当 井上・高木  
 \*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

### 2. SILVER SUPPORT GARDENS みつばち の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	SILVER SUPPORT GARDENS みつばち
所在地	東京都葛飾区高砂3-27-13 三浦ビル
介護保険指定番号 その他のサービス	訪問介護 ・訪問介護 1372201606
サービスを提供する地域*	葛飾区・江戸川区

\*上記地域以外の方でもご希望の方は相談ください。

#### (2) 同事業所の職員体制<例>

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	旧2級	1名			1名
サービス提供責任者	介	2名	1名		3名
事務職員		0名	0名		0名
従業者	介護福祉士	0名	7名		7名
	旧2級修了者	0名	9名		9名
	介護職員初任者研修	0名	1名		1名
	その他	名	名		名

#### (3) サービス提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日	○	○	○	○	
土・日・祭日	○	○	○	○	

\* 時間帯により料金が異なります。

### 3. 利用料金

#### (1) 利用料

令和3年4月1日より、介護報酬改定がありました。 地域区分 1級地 11.4単位  
これに伴い、利用料の一部を下記の通りの変更で記載いたしております。

①介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。  
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

- ※ 同一建物居住者に対する訪問減算①訪問介護事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者（②及び④に該当する場合を除く）所定単位数の90%を算定。  
同一建物居住者に対する訪問減算②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数がひと月あたり50人以上の場合。所定単位数の85%を算定。  
同一建物居住者に対する訪問減算③上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数がひと月あたり20人以上の場合）所定の単位数の90%を算定。  
同一建物居住者に対する訪問減算④正当な理由なく、事業所において、前6か月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合。12%減算

#### 【 料金表一基本料金・昼間一 】 地域区分 1級地 11.40単位

	サービスに要する時間	20分未満	20分～30分未満	30分～1時間未満	利用者負担額	
		( 163単位 ) 1割	( 244単位 ) 1割	( 387単位 ) 1割	2割 326単位	3割 489単位
身体介護	利用料	1,858円	2,781円	4,411円	3716円	5,574円
	9割保険料	1,672円	2,502円	3,969円	3344円	5016円
	1割自己負担	163円	244円	387円	326円	489円
生活援助	サービスに要する時間	30分未満	20分～45分未満 ( 179単位 ) 1割	45分以上 ( 220単位 ) 1割	2割 358単位	3割 537単位
	利用料	—	2,040円	2,508円	4,081円	6,121円
	9割保険料	—	1,836円	2,257円	3,672円	5,508円
	1割自己負担	—	179円	220円	358円	537円

●①1時間以上＝ 567単位に30分を増す毎に82単位を加算しての算出となります。

●②身体介護（20分以上）に引き続き生活援助をおこなった場合 25分を増すごとに+65単位（195単位が限度）

#### ②初回加算 200単位/月

新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護をおこなった場合または他の訪問介護員等が訪問介護をおこなう際に同行訪問した場合。

介護保険から給付される金額 1,800円  
サービス利用にかかわる自己負担 200円

#### ③緊急時訪問介護加算 100単位/回

利用者または、その家族からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた場合に、訪問介護員等が居宅サービス計画に於いて計画的に訪問する事になっていない訪問介護を緊急におこなった場合。

うち、介護保険から給付される金額 900円  
サービス利用にかかわる自己負担 100円

#### ④介護職員処遇改善加算 (令和6年6月より介護職員処遇改善加算Ⅲ 18.2%)

介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組をおこなう事業所に認められる加算です。

利用者に直接介護サービスを提供する職員（介護職員）の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的に創設された加算であり、介護報酬改定において法人事業者の算定要件を満たしております。

令和6年5月末までは当事業所介護職員処遇改善加算Ⅰ 13.7%

※令和6年5月末まで、介護職員の処遇を改善する為のベースアップ等支援加算が含まれます。

令和6年6月から介護報酬改定により、介護職員処遇改善加算Ⅲとなり18.2%の加算となります。

- \* 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- \* 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- \* やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2) 交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費の実費が必要となります。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先 電話5693-3636）

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の25%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

※事前連絡が無く、当日訪問した際のキャンセルは基本料金100%の支払いとなります。

(4) その他

①お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。

②料金のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、現金集金、口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

・口座引落

弊社は法人として、集金代行サービスを三菱UFJニコス株式会社へ委託しております。

このサービスのご利用手続き契約により、ご口座からの集金代行ができます。

引き落としにかかる料金は弊社が負担しており、毎月27日が引き落とし日となっております。

日曜祭日に重なる場合は、その前後となります。契約続きは24日までですので、手続き日

により、引き落とし日に間に合わない場合は、次月のお支払いと合算することが出来ます。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

担当される居宅介護支援専門員と利用者及びご家族

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文章でお申し出下さい。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合

お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 6. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者のご家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこないます。

## 7. 運営の方針

ご利用者様の人権を尊重し、常にご利用者様の立場に立ち、ご利用者様の心身の状況や、おかれている環境等に応じて、きめ細やかなサービスを提供します。

また、サービスの提供を通じて、訪問介護従事者一人一人がご利用者様から勉強させて頂く気持ちを忘れずに、日々精進致します。

要支援のご利用者様には、ご利用者様の意欲を高めるような働きかけをおこない、ご自身で出来る事は、ご自身で続けていかれるよう配慮し、出来ない部分や困難な部分をご利用者様と一緒にこなせる事で、自立の可能性を最大限引き出す支援をおこないます。

## 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止する為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者	管理者 井上ひとみ
-------------	-----------

(2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止の為の指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止する為の定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報します。

## 9. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束をおこなわない事をお約束致します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約利用者及び、そのご家族と担当介護支援専門員との十分な話し合いをおこなっている上で、同意を得るとともに同意書を交わし、それが必要となった場合には、担当の居宅介護支援専門員への連絡もおこない、その時間・利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 10. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理をおこないます。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を概ね、6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備しています。
  - ③従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び実施指導を定期的におこないます。

## 11. 業務継続計画書の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて業務継続計画の変更をおこないます。

## 12. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

当社の訪問介護サービスに関してのお客様相談・苦情相談窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

### ●当事業所 苦情受付窓口（担当者）

#### ○当事業所 苦情受付窓口（担当者）

管理者：井上 ひとみ サービス提供責任者：高木 やす子

○受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00

○電話 03-5693-3636

### ●行政機関その他苦情受付機関

葛飾区介護保険課 管理係	東京都葛飾区立石5-13-1 03-5654-8246
地域包括支援センター 高砂	東京都葛飾区高砂3-27-13 03-5889-8600
東京都国民健康保険団体連合会	東京都千代田区飯田橋3-5-1 11階 03-6238-0177
江戸川区役所 相談窓口	東京都江戸川区南葛西7-1-27 03-5675-2515
大田区役所 介護保険課相談窓口	東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1259
目黒区役所 介護保険相談窓口	目黒区上目黒2-19-15 03-5722-9574